

富士見市福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱

平成24年4月26日

告示第181号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）が法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費若しくは法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費又は法第45条に規定する居宅介護住宅改修費若しくは法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給を受ける場合において、その受領に関する権限を、福祉用具を販売した者又は住宅改修を行った者（以下「事業者」という。）に委任したことに基づき、本市が住宅改修費等を事業者に支払うこと（以下「受領委任払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 受領委任払の方法による支給対象となる者は、市が行う介護保険の要介護被保険者等であって次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法第4章第6節に規定する保険給付の制限等を受けている者
- (2) 医療機関に入院し、又は介護保険施設に入所している者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた者

(住宅改修費等の申請)

第3条 受領委任払の方法により住宅改修費等の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富士見市介護保険規則（平成12年規則第24号）第16条に規定する支給申請書及び関係書類に加え、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費等の受領委任払に関する委任状兼承諾書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(支給)

第4条 市長は、住宅改修費等の支給決定を行ったときは、申請者に対して支給すべき額を限度として申請者に代わり事業者を支払うことができる。

2 市長は、前項の支給を行う場合は、事業者に対し通知するものとする。

(受領委任払の中止)

第5条 市長は、次の各号の要件に該当する場合は、受領委任払を中止することができる。

- (1) 申請者又は事業者が受領委任払の解除を申し出た場合
- (2) 住宅改修費等の支給前に第2条に定める要件に該当しなくなった場合
- (3) その他市長が受領委任払の方法によることが適当でないと認める場合

2 市長は、前項による中止の決定を行った場合は、その旨を申請者及び事業者に通知しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の富士見市福祉用具購入費及び住宅改修費受領委任払実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった受領委任払について適用し、施行日前に申請のあった受領委任払については、なお従前の例により